

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例

○船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例

令和6年3月26日

条例第33号

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ
ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年
船橋市条例第61号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条
第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号
並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業
の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の例によ
る。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、
診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所
により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リ
ハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、こ
の限りでない。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条
の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定め
るもののほか、省令に定める基準の例による。

（記録の整備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第54条第2項（省令第61条にお
いて準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条
第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を
含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第
2項、第261条第2項、第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）
及び第288条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、
「5年間」とする。

（非常災害対策）

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第120条の4第1項（省令第
142条（省令第159条において準用する場合を含む。）、第166条、第185条、第195条
（省令第210条において準用する場合を含む。）、第245条及び第262条において準用す

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
 を定める条例

る場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並
 びに利用者及びその家族等」とする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所等の設備)

第7条 省令第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指
 定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）、省令第153条第1項に規定するユニ
 ット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び省令第179条に規定する基準該当介護
 予防短期入所生活介護事業所の居室並びに指定介護予防特定施設の介護居室には、非常
 通報装置又はこれに代わる設備を設けなければならない。

2 業務に支障がないと認められる場合には、指定介護予防短期入所生活介護事業所の介
 護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができる。

3 第4条の規定によりその例によることとされる省令第132条第8項、第153条第8
 項、第183条第4項及び第233条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げ
 る省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える省令の 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第132条第8項	第124条第1項か ら第7項まで	第124条第1項から第7項まで並びに船橋市指定居宅 サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例（令和6年船橋市条例第32号）第7 条第1項及び第2項
	前各項	前各項並びに船橋市指定介護予防サービス等の事業 の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例第7条第1項及び第2項
第153条第8項	第140条の4第1 項から第7項まで	第140条の4第1項から第7項まで及び船橋市指定居宅 サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の 人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例第7条第1項
第183条第4項	第140条の30第1 項から第3項まで	第140条の30第1項から第3項まで及び船橋市指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例第7条第1項
	前3項	前3項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人 員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例第7条第1項
第233条第8項	第177条第1項か ら第7項まで	第177条第1項から第7項まで及び船橋市指定居宅サ ービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の 人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例

	る基準等を定める条例第7条第1項
--	------------------

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護等における入浴等)

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第161条第3項及び第212条第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。